

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

対象ありません

2. 引当金の明細

対象ありません

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針に係る事項

- ・ 計算書類及びその附属明細書の作成基準

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成している

2. 消費税等の会計処理は、税込方式によっている

3. 理事及び監事に対する報酬の支払いは無い

4. 20万円未満の一括償却資産の減価償却の方法

定額法3年償却でソフトウェアの償却がある

5. 理事との債権債務は無い